

介護予防・日常生活支援 総合事業(通所型サービス)

利 用 契 約 書

様(以下「利用者」という)と社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会(以下「事業者」という。)は、利用者があすなろデイサービスセンター(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じ、居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス事業者と綿密な連携を図り支援することを目的として総合的なサービスを提供します。

第2条(契約期間)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(通所介護決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る通所型サービス・支援計画表を作成されている場合には、それに沿って利用者の通所型サービス・支援計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る通所型サービス・支援計画表が作成されていない場合でも、通所型サービス・支援計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、地域包括支援センターを紹介する等通所型サービス・支援計画表作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所型サービス・支援計画について、利用者及びその家族代表者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る通所型サービス・支援計画表が変更された場合、もしくは利用者及びその家族代表者の要請に応じて、通所型サービス・支援計画について変更の有無を調査し、必要がある場合には、利用者及びその家族代表者と協議して、通所型サービス・支援計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所型サービス・支援計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(介護保険の基準サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条(介護保険の基準外サービス)

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所型サービスを提供するものとします。
- 2 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者及び家族代表者に対しても説明し了承を得るものとします。

第6条（サービスの利用料金の支払い）

- 1 事業者は、第4条に定めるサービスについて、重要説明事項に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分(利用者個人負担の割合分)を支払うものとします。
- 2 事業者からサービスの提供を受けた利用者は、重要説明事項の記載に従い、食事代などの他、日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 3 利用者は、第5条に定めるサービスについては、自己負担分を全額支払うものとします。
- 4 利用料の支払い方法は、1ヶ月サービスの終了後、翌月内に現金または口座引き落としで支払うものとします。
- 5 利用者が、重要説明事項説明書に記載されている期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へのキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、通所型サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、サービス実施日の前営業日までに事業者に出すものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づくサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で、契約者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその家族代表者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所型サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第11条(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族代表者と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第12条(損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施)

事業者は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責めに帰すべからざる事由より実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第15条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要支援認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

- (4) 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (7) 最終利用日から 1 年間利用のない場合

2 事業者は、前第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身に状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条(契約者からの中途解約)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 3 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (1) 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - (2) 利用者が入院した場合
 - (3) 利用者に係る通所型サービス・支援計画表が変更された場合

第17条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所型サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第19条(清算)

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項(現状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に清算するものとします。

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法例の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

介護保険事業者番号	0771200037 号
事業所 住 所	福島県南相馬市小高区小高字金谷前 84 指定通所介護事業所 南相馬市社会福祉協議会 あすなろデイサービスセンター
代表者名 管理者	鎌 田 早 苗

利用者 住 所 南相馬市 _____.

氏 名 _____.

※家族代表者 住 所 _____.

氏 名 _____.

(続柄 _____)

※利用者本人が記入できない場合のみ記入